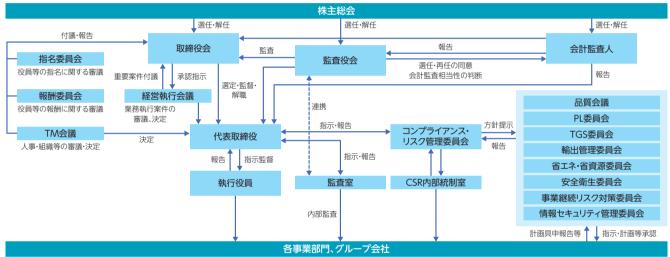
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、創業以来「従業員の幸福」「地域社会への貢献」「株主に対する配当責任」を経営理念とし、株主をはじめとするすべてのステークホルダーと円滑な関係を構築するとともに企業価値を高めることを目指しています。

コーポレート・ガバナンスの強化は最も重要な課題と考えて

おり、適切な情報開示によって経営の透明性を高めるとともに コンプライアンス体制を強化し、意思決定と業務執行がスピー ディーに行われ、監督・監査が適切に行われるシステムの構築 に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンスの体制図



コーポレート・ガバナンスの概要

- 1.当社は監査役会設置会社であり、取締役会・監査役会・会計監査人の各機関を置いています。さらに経営監視機能の透明性を確保するため、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」をはじめその他の金融商品取引所や議決権行使助言機関等の独立性基準を参考に、より厳格な『社外役員の独立性基準』を制定し、独立性の高い社外役員を選任しています。また、監査役と内部監査室が密接に連携を図っていくことにより監査役機能の有効活用、経営に対する監督機能の強化を図っています。
- ※『社外役員の独立性基準』の詳細については、当社ホームページ「社外役員の選任基準」をご覧ください。
- 2.監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を 定め執行役員を設置しています。
- 3.主な会議体および委員会の役割は以下のとおりです。
 - ・経営執行会議 業務執行を担当する執行役員の会議体で、グループ経営 の業務執行にかかわる政策案件について審議決定します。

・TM(トップマネジメント)会議

常務執行役員以上の取締役および人事担当取締役を構成メンバーとする会議体で、グループ全体の人事・組織・報酬の審議決定および重要な経営方針にかかわる事項の事前審議を行います。

・指名委員会

取締役および監査役ならびに執行役員の候補者の推薦、 代表取締役および取締役の選定に関する事項等の審議を 行います。委員長には独立役員である社外取締役が就任 し、各審議事項の客観性を確保しています。

・報酬委員会

役員報酬制度や役員の個人別の報酬内容等の審議を行います。委員長には独立役員である社外取締役が就任し、 各審議事項の客観性を確保しています。

・コンプライアンス・リスク管理委員会 取締役および執行役員で構成する委員会で、内部統制に関する体制整備の活動や指導、進捗管理について協議します。

社外取締役および社外監査役の役割および選任に関する考え方

当社の取締役の中で2名が社外取締役の要件を備えており、客観的な経営の監督機能強化に努めています。具体的には、企業に関する法律実務の知識または経営者等の経験を活かした幅広い見識に基づき、業務執行から独立した株主視点、また専門的視点から意見を述べるなどし、意思決定プロセスに重要な役割を果たしています。

また、監査役4名(うち常勤監査役2名)中、2名が社外監査 役の要件を備えており、互いに連携して会社の内部統制状況 を日常的に監視しています。具体的には、取締役の業務が適法 に行われているかを調査検証する役割を担っており、法律、会 計の専門知識や経験を有するほか、独立した立場で、客観的に 取締役の職務執行に対する監査を行っています。

社外取締役の選任理由

社外取締役 岩永 裕二

事業法人において上級管理職員としての経験、また企業に関する法律実務を専門とする弁護士として知識・経験等を有していることから、客観的な経営の監督を遂行できるものと判断したため、社外取締役として選任しています。

社外取締役 縣 久二

透明性・健全性の高い経営体制の確立を図ることを目的とした企業投資育成の専門家であり、経営者としての幅広い実績と見識等を有していることから、客観的な経営の監督を遂行できるものと判断したため、社外取締役として選任しています。

社外監査役の選任理由

社外監査役 秋坂 朝則

大学院教授として会社法を専門に研究し、また公認会計士の資格を有し財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、企業経営を監査するに十分な見識があり、取締役会に対する適正性を確保するための助言、提言が期待されるため、社外監査役として選任しています。

社外監査役 山川 一陽

検事、弁護士、大学教授としての豊富な経験から、企業法務をはじめとする法務全般に精通し、企業経営を監査するのに十分な見識を有し、また、取締役会に対する適正性を確保するための助言、提言が期待されるため、社外監査役として選任しています。

取締役および監査役の報酬等の総額

	2014年3月期				
役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる
		基本報酬	賞与	ストックオプション	役員の員数(人)
取締役(社外取締役を除く)	252	152	38	62	8
監査役(社外監査役を除く)	48	48	_	_	2
社外役員	33	33	_	_	4
合計	334	233	38	62	14

- (注1)対象となる役員の員数には、在籍者数ではなく、当事業年度に係る報酬等の支給対象者数を記載しています。
- (注2) 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第66期定時株主総会において年額4億5,000万円、監査役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第52期定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいています。
- (注3) 当社は2004年6月29日開催の第63期定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が決議されています。これに基づき、上記報酬のほか、当該打ち切り支給対象者で2013年6月27日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、4.580万円の退職慰労金を支給しています。